

新たに年金を受けとれる方が増えます

～年金を受けとるために必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されました～

対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。お手元に届きましたら、**ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）**で予約し、手続きをしてください。

資格期間とは？

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ・合算対象期間（過去に国民年金に任意加入していなかった期間）

例：① 昭和 61 年 3 月以前にサラリーマンの配偶者だった期間

② 平成 3 年 3 月以前に学生だった期間

③ 海外に住んでいた期間

※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40 年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。（10 年間の納付では、受けとる年金額は概ねその 4 分の 1 になります。）

これらの期間を合計した資格期間が 10 年以上ある場合、年金を受けとることができます。

会社等にお勤めの方へ

社会保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう！



社会保険・厚生年金のメリットって？

◆保険料の半分は会社が負担

社会保険や厚生年金の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。被扶養者の方の保険料負担はありません。

◆老齢年金の給付の増加

厚生年金に加入すると、国民年金と厚生年金の両方から給付があるため、給付額が増えます。

◆障害年金の給付が充実

厚生年金に加入すると、障害を負った時の障害年金の給付額が増えます。

※厚生年金に加入すると、国民年金では対象とならない程度の障害でも、障害厚生年金が給付される場合があります。

◆遺族年金の給付が充実

・国民年金のみ加入の場合、万一加入者が亡くなられた際には遺族基礎年金が支給されますが、子どもが 18 歳になるまでの給付になります。

・厚生年金に加入の場合、亡くなられた方の配偶者は子どもの年齢に関わらず遺族厚生年金を受け取ることができます。

◆医療保険（健康保険）の給付が充実

社会保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、所得保障として賃金の 3 分の 2 程度の給付があります。（傷病手当金、出産手当金）

社会保険・厚生年金の被保険者って？

社会保険・厚生年金の適用事業所となっている会社（事業所）に勤務されていて、次のいずれかの加入要件を満たす方が対象となります。

◆加入要件Ⅰ：正社員または法人の代表者、役員である

◆加入要件Ⅱ：パートタイマー・アルバイト等の方は、週 30 時間未満である場合でも同じ会社（事業所）の正社員の 1 週間の所定労働の 4 分の 3 以上働いている

◆加入要件Ⅲ：勤務時間・日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～⑤全ての要件に該当する方

①週の所定労働時間が 20 時間以上ある、②勤務期間が 1 年以上見込まれる、③月額賃金が 8.8 万円以上、④学生以外、⑤従業員 501 人以上の企業に勤務している（平成 29 年 4 月 1 日からは、労使で合意がされた場合、従業員 500 人以下の会社でも加入対象になりました。）

すべての法人事業所または個人事業所（常時従業員を 5 人以上雇用している）は一定の条件を満たせば社会保険・厚生年金への加入が法律で義務づけられています。まずは被保険者加入要件を満たしているか、**佐賀年金事務所（☎ 0952-31-4191）**までお問い合わせください。